

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年2月25日)

【件名】

- | |
|--|
| 1 教育・保育施設等における事故防止・安全対策の取組について
(子育て王国課) ···· 2 |
| 2 鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に関する民間事業者の募集について
(子育て王国課) ···· 4 |
| 3 とっとり自然保育認証制度による園の認証について
(子育て王国課) ···· 6 |
| 4 令和3年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について
(総合教育推進課) ···· 7 |

子育て・人財局

教育・保育施設等における事故防止・安全対策の取組について

令和4年2月25日
子育て王国課

令和2年12月に県内私立幼稚園において発生した園児熱傷事故事案を受け、令和4年1月20日、外部有識者で構成する「教育・保育施設等における事故防止に向けた調査検証チーム」による検証報告書を公表したところです。

報告書では、県に対する事故防止対応・安全対策への提言・意見をいただいており、これら提言等を踏まえた取組状況、令和4年度の取組について報告します。

(1) 子育て王国課の体制見直し及び事故発生時における報告の迅速化

- ・事故対応に係る子育て王国課内の職員体制・役割分担表を作成し、各施設・市町村と共有を行い、施設において重大事故が発生した際の迅速な支援体制を構築した。
- ・令和3年7月から保育施設等事故報告D Bの運用を開始し、報告・進捗状況を「見える化」して管理を行っている。
- ・施設での事故を迅速に把握し、国への報告及び初期対応に着手するため、施設・事業者が市町村への報告に併せて、子育て王国課にも直接報告するよう、報告ルートの見直しを行った。
- ・令和3年8月5日付けで「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（通知）」を各市町村及び幼稚園、届出保育施設などすべての特定教育・保育施設に発出し、報告等の徹底を図った。

(2) 教育・保育施設等を対象とした安全管理研修会の実施

- ・令和3年12月から安全管理研修会を動画配信方式で実施し、県内全教育・保育施設等に受講するよう呼びかけを行っている。（全職員が研修を受講した施設には、認定書・ステッカーを授与するとともに、県ホームページで公表）
- ・新たに、施設職員向けの研修手帳（受講記録、事故発生時の初期対応などを記載）を作成し、配布する予定である。

〔配信期間〕 令和3年12月28日～令和4年2月28日

〔研修内容〕

- ①子どもの外傷～園での事故予防～（鳥取県立中央病院 後藤 保 医師）
- ②教育・保育施設等における事故発生時の事故報告及び施設・地方自治体の対応
- ③鳥取県版教育・保育施設等における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドラインの策定



〔受講認定ステッカー〕



〔研修手帳〕



〔受講シール〕

(3) 私立幼稚園運営状況調査の実施

- ・保育所、幼保連携型認定こども園と同等の視点で私立幼稚園等の運営状況を調査するため、新たに認可基準の遵守状況、安全管理状況等を調査する「私立幼稚園運営状況調査」を令和3年11月から開始している。

〔主な調査項目〕

- | | |
|------------|----------------------------|
| ・認可基準の遵守状況 | 幼稚園設置基準、教育課程等 |
| ・安全管理 | 学校安全計画、危機管理マニュアルの整備、訓練等の状況 |
| ・運営状況等 | 学校保健計画、健康診断、環境衛生検査等の実施状況 |

（参考：当該私立幼稚園に対する指導）

- ・令和4年2月17日（木）に、「私立幼稚園運営状況調査」を実施した。
- ・引き続き、検証過程において園が改善を行ったとしている取組等の状況を確認し、園の安全管理体制の確立に向けた指導を継続していく。

(4) 各種ガイドラインの作成

- ・令和3年12月9日に鳥取県版「車両送迎に係る安全管理ガイドライン」を策定した。
- ・今後、県内全教育・保育施設等から収集したヒヤリハット事例を整理した事例集及び鳥取県版「安全管理マニュアル」を作成する予定である。

(5) 教育・保育施設等における安全・安心推進事業

- ・教育・保育施設等における重大事故の未然防止や事故発生時の適切な対応、再発防止の徹底を図ることを目的として、今後以下の取組を進めることとしている。

[主な事業内容]

- ① 安全管理研修の実施
 - ・県内保育施設等の全職員が安全管理に関する最新の正しい知識・情報の習得ができるよう安全管理研修を実施
- ② 保育関係団体等が行う安全対策の取組強化支援（専門研修）
 - ・保育関係団体、幼稚園関係団体等が行う団体内での安全対策の取組強化（団体主催の専門研修）への支援
- ③ 安全管理に係る現地指導
 - ・園医、保育関連分野の研究者など子どもの心理・行動に精通した者による現地指導を実施し、施設内における動線の見直しや危険個所の改善を促す
- ④ 送迎車両ドライブレコーダー購入経費の助成
 - ・送迎車両を運行している保育施設等に対して、車内の状況を記録できる360度ドライブレコーダーの購入経費の一部を補助
- ⑤ 事故防止に向けた調査・検証チームの設置
 - ・保育施設等における重大事故発生時や安全管理に対する施策推進にあたり、重大事故発生時に、事故後の対応・再犯防止策を検証するほか、施策に対する意見を伺うため、第三者による調査・検証チームを設置

鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に関する民間事業者の募集について

令和4年2月25日
子育て王国課

鳥取砂丘の観光振興、活性化及び保全における鳥取市との連携協約（令和4年1月1日発効）に基づき、本県及び鳥取市が鳥取砂丘西側エリアに所有する3施設を活用して行うキャンプやグランピングを中心とした民間サービスを提供する事業実施に向けて、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を開始しましたので、概要を報告します。

1 目的

鳥取砂丘エリア国立公園利用拠点計画（2020年2月策定 環境省・鳥取県・鳥取市）及び鳥取砂丘西側整備構想（2020年3月改訂 鳥取市）を踏まえ、来訪者に対して、豊かな自然環境の中で快適な滞在時間を提供するため、県及び市所有施設を一体的に活用し、キャンプあるいはグランピングを中心とした民間サービスを提供する事業を実施する。

2 公募概要

（1）対象施設

鳥取砂丘こどもの国キャンプ場、サイクリングターミナル、柳茶屋キャンプ場の3施設



（2）主催者

鳥取市・鳥取県（ただし、事業者からの問合せ窓口は鳥取市に一本化）

3 募集する事業内容

- （1）提案内容は自由とするが、キャンプあるいはグランピングを含むサービスの提供とし、以下に配慮した内容を期待する。
- ① 低廉な料金での利用も可能とするなど、多様な利用者、幅広い年齢層を想定した提案。
 - ② 国立公園内の施設としてふさわしく、鳥取砂丘の滞在環境の上質化に寄与する提案。
- （2）対象施設を全て活用する提案を求める。なお、より良いサービス提供のために施設の一部を事業者において改修又は解体し、新たに整備する提案も可能とする。
- （3）山陰海岸国立公園の公園事業として、環境省の執行認可が下りる提案とする。

4 事業期間

- （1）対象施設の引き渡し後、事業者は令和5年4月1日を開業する。ただし、県及び市が承認する場合は指定期日前に一部のサービスを開始することも可能とする。
- （2）提案を求める事業期間は10年以上20年以内とする。ただし、基本協定上の事業期間は10年間とし、その後事業者がさらなる事業の継続を望む場合は、適切な事業運営が行われていると認められる場合に事業期間を更新する。

5 財産（土地、建物）の取扱い

土地及び建物は事業期間中、事業者に無償で貸し付けることとし、県と市それが事業者と公有財産貸付契約を締結する（財産の無償貸付議案は優先交渉権者決定後、県・市とも令和4年6月議会へ附議）。

6 料金等収入及び納付金

サービスの提供による料金収入、その他の事業収益は全て事業者の収入とするが、利益の中から県及び市への納付金（固定納付金、変動納付金など）について提案を求め、評価のポイントとする。

7 基本協定の締結

優先交渉権者は、契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定を県及び市との3者協定として締結する。

8 県及び市による整備、その他施設改修計画や支援

(1) 施設開業までに実施予定の整備

- ① 市道浜坂2号線から進入する管理道について、令和4年度中に、市において拡幅・整備を行い、こどもの国に進入するための出入り口の整備等（因幡自転車道の整備を含む）を行う予定。
- ② 柳茶屋キャンプ場内を通って鳥取砂丘フィールドハウス（仮称）方面に抜ける遊歩道を市において整備する予定。
- ③ こどもの国敷地内において、キャンプ場とそれ以外（こどもの国本体）のエリアを区分する囲障等の設置について、県において整備する予定。
- ④ 対象施設内公衆トイレの一部洋式化について、こどもの国キャンプ場は県が令和4年度に整備する予定。また、柳茶屋キャンプ場について市が整備を検討中。

上記の整備にあたっては、優先交渉権者決定後に具体的な調整を行い実施する。

(2) 事業者が行う整備等に対する支援

市は、サイクリングターミナル建物の改修又は解体等を行う場合の支援（補助）を検討中（詳細未定）。その他、事業内容を踏まえ行政側での整備が必要と認められるものについては別途検討する。

9 審査及び優先交渉権者の決定

(1) 審査会の設置

審査会は、関係行政機関及び有識者など委員7名以内で構成する。

(2) 審査の手順

参加資格要件審査とプレゼンテーション提案審査の二段階にわけて実施する。

(3) 評価項目

- ① 基本方針・コンセプト・サービス内容
- ② 計画の実現性
- ③ 実施体制・業務遂行能力
- ④ 地域貢献・砂丘活性化

(4) 優先交渉権者

県及び市は、審査会の審査結果を受けて優先交渉権者を決定する。

10 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和4年2月22日(火)	募集要項公表
令和4年2月22日(火)から同年3月1日(火)まで	現地説明会の参加申込の受付（希望者のみ）
令和4年3月4日(金)	現地説明会の実施（希望者のみ）
令和4年2月22日(火)から同年3月18日(金)まで	企画提案参加申込書の受付
令和4年2月22日(火)から同年3月22日(火)まで	募集要項等に係る質問の受付
令和4年3月25日(金)までに随時	募集要項等に係る質問への回答
令和4年3月22日(火)から同年4月12日(火)まで	企画提案書等の受付
令和4年4月20日(水)頃（個別に連絡）	プレゼンテーション提案審査
令和4年4月下旬	優先交渉権者の決定
令和4年7月中旬	基本協定及び貸付契約の締結
令和4年9月1日(木)（予定）	施設等の引渡し
令和5年4月	施設開業

とっとり自然保育認証制度による園の認証について

令和4年2月25日
子育て王国課

本県の豊かな自然を活用し、自然体験活動を行う保育所や幼稚園等の施設を認証する「とっとり自然保育認証制度」により、1月25日付けで新たに3園を認証しましたので報告します。

1 新規認証園

- ひかりこども園（鳥取市・私立認定こども園）
＜特色＞地域の方の協力を得た農園活動
- 倉吉東こども園（倉吉市・私立認定こども園）
＜特色＞“ちびっこ探検隊”による自然探索活動、野鳥観察
- 仁慈保幼園（米子市・私立認定こども園）
＜特色＞園周辺の自然散策活動、園庭での野菜収穫

2 とっとり自然保育認証制度の概要

(1) 目的

県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」を目指し、子どもたちの「体力の向上」「感性」「探究心」「集中力」「自ら考える力」などを育成する場の一つとして、豊かな自然を活用し、自然体験活動を行う保育所や幼稚園等の施設を認証し、その活動を支援することにより、子どもたちの健全育成を図る。

(2) 主な認証基準

実施者	県内の保育所、幼稚園、認定こども園及び届出保育施設の運営団体
活動計画	・園の活動方針・指導計画等に取り入れ、計画的に実施 ・屋外の活動する場所は複数確保し、園外に最低1箇所確保
活動時間	3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上
活動内容	県内での自然体験活動（森の中の散策、生き物観察、農業体験等）
活動時の職員体制	保育所等の配置基準によるが、人数にかかわらず保育者は最低2人以上
質の担保	・県等が実施する自然体験活動に関する研修の受講 ・自然体験活動に関する内部研修の実施
安全対策	・県等が実施する安全対策研修の受講 ・安全対策マニュアルを作成し、かつ、保育者と保護者に周知 ・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制の確保

(3) 活動費の補助（自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金）

認証された園が行う自然体験活動に必要な経費を補助

（補助率：1／3、補助基準額：1施設当たり200千円を限度）

＜主な活用例＞菜園活動の苗や種、図鑑及び救急道具の購入、施設利用料など

(4) 認証園一覧（令和4年1月末時点：全35園）

市町村	認証園数	内訳
鳥取市	14	保育所7（公設民園：2 私立：5）、幼稚園4（国立：1 私立：3）、認定こども園3（私立）
倉吉市	8	保育所4（私立）、認定こども園3（私立）、届出保育事業所1
三朝町	2	保育所2（公立：1 公設民営：1）
琴浦町	1	認定こども園1（私立）
米子市	10	保育所3（私立）、幼稚園1（私立）、認定こども園4（私立）、届出保育事業所2
合計	35	保育所16（公立：1 公設民営：3 私立：12）、幼稚園5（国立：1 私立：4）、認定こども園11（私立）、届出保育事業所3

令和3年度第2回鳥取県総合教育会議の開催結果について

令和4年2月25日
総合教育推進課
総務課

令和3年度第2回の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その結果を報告します。

1 日時・場所

- (1) 日 時 令和4年2月7日（月） 午後1時から2時35分まで
(2) 場 所 鳥取県庁 第3会議室等 オンライン会議により実施

2 出席者 知事、有識者委員、教育委員会（教育長、教育委員）

〈有識者委員〉

氏名	所属	氏名	所属
石原 太一	進路指導塾ドリームラーナーズ 代表	福壽 みどり	前 鳥取県PTA協議会会长
大羽 沢子	鳥取大学医学附属病院ワークライフバラ ンス支援センター 特任助教	堀江 愛	伯耆町教育委員会・湯梨浜町教育委員会 スクールソーシャルワーカー
永見 真	学校法人翔英学園 米子北斗中学校・高 等学校 校長	山下 誉議	英会話イーオン鳥取校 講師

3 概要

（1）主な意見

ア 小学校における30人学級の推進について 資料1

〈有識者委員〉

- ・30人学級になることで、小さい頃から自分の意見を活発に発言できる環境ができ、より国際的な人材の育成に繋がるのではないかと期待している。
- ・これまでの35人学級の措置において、学力が上がっていないということを総括するべきである。30人学級に何が期待できるのだろうか。丁寧に教えれば分かるとか、人数が少なくなれば分かるということではない。テンポよく、分かりやすく構成された授業、子どもが考えるポイントを作った授業を行うことが必要である。
- ・少人数による教育効果は実際あるのか。担任教員と合わない子どもがつらい思いをすることがないよう、プラスワン体制のような複数の目が入る方がいいのではないか。
- ・すべてに共通するが、子どもを見立て、手立てを打つことが重要。少人数学級だからといって、確実な見立てが打てるのか、教員1人が背負い込んでしまうのではなく、管理職と情報を共有するなど学校全体で取り組む体制が必要である。

〈教育委員〉

- ・これまで小学1・2年生で実施していた30人学級を段階的に拡充することで、2年生から3年生への移行がスムーズになることを期待している。
- ・少人数学級での授業のやり方したいで、LD（学習障がい）の子どもが、特別支援学級ではなく、通常学級で学ぶことができれば、その能力が磨かれていくのではないか。インクルーシブなクラス編成を望みたい。
- ・グループワークも、1グループの人数が多くなると1人の発言時間が減り、1グループの人数を減らすと、グループ数が多く、全体の発表に時間がかかる。少人数学級の運営の質を高めていくためには、グループワークの視点からも捉えることが重要だと考える。

イ 学力向上施策の推進について 資料2

〈有識者委員〉

- ・基礎・基本の定着なしに活用・応用の力はつかない。基礎・基本の定着が大切である。
- ・I C Tを活用することで、授業評価やアンケートなど、生徒からの意見を吸い上げやすくなっている。そこから見えてきた課題、授業をいかに良くしていくかなど、担当教員1人に任せるとではなく、学校全体で取り組んでいってほしい。
- ・全国学力・学習状況調査の成果として「小学校の算数が好き」「算数の授業が分かる」の項目が改善した点や、「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」の項目が全国平均を上回っている点は評価できる。
- ・先般の大学入学共通テストでは、問題文や図を与え、複雑な情報を解釈していく出題傾向にあった。知識中心型ではなく、課題解決型の学習を取り入れ、力を入れていかないと痛感した。

<教育委員>

- ・算数の学力だけでなく国語の学力も低下傾向にある。授業改善に向けて、教職員一人一人の意識改革や校長のリーダシップ、指導主事の助言を得ながら、全県で取組んでいく必要がある。
- ・全国学力・学習状況調査の結果で、小・中学校とともに「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合が全国平均を下回っており、経年変化を見ても減り続けている。自己肯定感や自尊感情に関連してくると思われるが、子どもたちが希望と目標を持てるよう、いかにしてやる気を引き出していくかということが重要である。
- ・県教育委員会の問題意識が、市町村教育委員会に届き切らない部分があつたかもしれない。市町村教育委員会との連携をしっかりと行っていきたい。また、教科担任制の導入により、同じ教員が同じ教科を繰り返し教えることで、授業の質が高まっていくと考えている。

ウ ヤングケアラーの支援に向けた取組について 資料3

<有識者委員>

- ・オンラインサロンの設置について、話を聞いてもらうだけでなく、ピアサポーターの具体的な体験談を聞き、本人にとって実践的に役立つ知識を得ることのできる場になることを願っている。
- ・自分が大変だと思っていることを「親には伝えてほしくない」と言う子どももいる。当事者が望んでいることと、支援者の見立てが合致しないと、支援の押し付けになったり、家庭の中で生きづらくなってしまうこともある。支援側の見立てとその当事者が望むことを一致させた上で支援を行うことが大切である。

<教育委員>

- ・医療サイドは、ヤングケアラーの入り口にいる。ヤングケアラーの把握については、在宅医療のプランを組み立てる医療ソーシャルワーカーが多くのケースを把握しているため、意見を聞いてみてはどうか。
- ・医療サイドでヤングケアラーのケースを把握していても、虐待のように通告義務がないため、動くことができないので、将来的には、虐待と同様の通告義務を制度として設けるようなことについても考える必要があるのではないか。
- ・子どもにとっては、自分が育った環境が世界の全てである。自分が特殊な環境にいることが分からない子もあるかもしれない。子どもに、「自分が困っていることは言っても良いのだよ」ということを知ってもらうことが、生きていくために非常に大切なことである。

エ 鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について 資料4

<教育委員>

○第一編 中期的な取組方針 について

- ・「スポーツ・文化芸術の振興」について、「文化芸術に触ることは地域への理解を深める」と記載されているが、文化芸術は、地域への理解を深めるとともに、世界に対する理解であり、歴史に対する理解であり、他者に対する開かれた理解にも繋がっていくということを、もう少し文言を練って記載してもいいのではないか。また、部活動の地域移行のことについても明記してはどうか。

○第二編 令和4年度重点取組施策 について

- ・「安心して学べる学校体制の構築」について、「いじめ・不登校等、学校が抱える諸課題の解決に向けて、大学教授等から指導助言を受け、当該の学校に重点的に訪問・指導助言を行う」取り組みは、学校現場においてとても心強い取組であり、教職員が一丸となり、子ども達と向き合い、支援に繋がっていってほしい。

(2) 報告事項 資料5

- ・令和3年10月18日に鳥取県教育審議会より答申のあった令和新時代の本県高等学校教育の在り方について、報告を行った。

(3) 知事総括

- ・30人学級については、単に教室の人数を減らすという目的ではなく、学力や体力の向上、いじめ・不登校の問題、コミュニケーションの取り方などに良い影響を与えていくことが必要。残念ながら、全国学力・学習状況調査の平均点が下がってきていているという状況ではあるが、30人学級の導入を契機に反転攻勢をかけられるよう、県と市町村で協力して取り組んでいく。
- ・教育に関する大綱について、少人数学級の推進や国際バカロレア教育の導入、県立夜間中学の整備等の取組についてもしっかりと位置づけ、今回の有識者委員等からいただいた意見も反映させながらまとめていく。

4 今後の予定

「教育に関する大綱」について、今回の総合教育会議等での意見を基に、必要な修正を行い、3月末までに改定を行う。

資料 1

小学校における30人学級の推進について

令和4年2月7日
教育人材開発課
小中学校課

本県においては、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させるため、市町村の協力のもと、国に先行して少人数学級の推進を図ってきたところであり、小1プロブレム・中1ギャップの解消、学習意欲の向上、学校不適応の課題、特別な支援を必要とする児童生徒等の課題対応に一定の成果があった。

一方で、生徒指導や不登校など諸課題の低年齢化や特別な支援を必要とする児童の増加などは進行しており、引き続き児童一人ひとりに丁寧に対応していく必要がある。

については、鳥取県の目指す子育て環境の一層の充実を図るため、令和3年度から国が実施する少人数学級の動向等を踏まえ、県と市町村の協働により、国よりさらに一歩先行する形で令和4年度以降、新たな少人数学級の制度構築を行っていきたい。

【新たな拡充（案）】

国より先行する県独自の少人数学級を、令和4年度から段階的に実現する。

【国の動き】

令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、令和3年度から令和7年度にかけて小学校の35人学級を計画的に整備することは決定済。

※令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げ。（R4予算等で予定どおり計上、+3,290人）
(国の学級編制の標準の引き下げ(40人→35人)に係る計画)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

1 新たな少人数学級の方向性

【県教育委員会が定める学級編制基準】

- ・小1・2(30人)、中1(33人)は、進学により生じる課題である小1プロブレムや中1ギャップ解消の対応が引き続き必要であり、学校生活や人間関係への円滑な適応を図るため、単県費で少人数学級を実施【現行制度継続】
- ・小3～6は、協働的な学びの環境を整えるとともに、基本的な生活習慣の確立や基礎学力の定着等をより一層図るため、これまでの協力金(200万円)方式により学年進行で30人学級を実施【拡充】

【小学校】学級編制基準

: 単県費

: 200万円協力金

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
現行の本県基準	30人	30人	35人	35人	35人	35人
(参考) 国の標準	35人	35人	40人	40人	40人	40人

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
令和4年度	30人	30人	30人	35人	35人	35人
令和5年度	30人	30人	30人	30人	35人	35人
令和6年度	30人	30人	30人	30人	30人	35人
令和7年度以降	30人	30人	30人	30人	30人	30人

※中学校のさらなる少人数学級の推進については、国の検討状況を踏まえ、来年度以降検討。

2 30人学級に係る課題とその解決に向けた取組

【教員の確保】

- 関西会場での試験実施、試験日程の早期化及びプロモーション活動(SNSや動画配信等)による教員の魅力発信等による新規採用者の確保
- 退職者の再任用推奨
- 教員養成を行う大学との連携により、教員を志望する者を確保する働きかけ
- 「未来の教師」育成プロジェクトなど、将来の教員を意識する高校生に対して教員の魅力を発信する取組により、長期的な教員志願者の育成

【教員の資質向上】

- 授業改善研修会やエキスパート教員を活用した資質向上に向けた研修の推進
- ICTを活用した教育の一層の充実など、現代的課題に対応する研修を通じて教員の資質向上を図る

【学力向上】

- 市町村との推進会議で情報共有、取組検討
- とっとり学力・学習状況調査等を活用した「思考力・判断力・表現力」の育成に向けた授業改善

【小規模な学校に対する支援】

- 30人学級にいたらない小規模な学校に対しても、国の加配定数と県の予算の中で適正配置を図る

【参考】関係機関との意見交換会の概要

【令和3年5月 各市町村教育委員会との意見交換（地区別）での意見概要】

- ・小1～6まで同じ人数（30人）を希望する市町が大多数。
- ・低学年を25人にする案も一部市町村で希望。
- ・一方で25人学級では1学級13人が生じることから、活発な学習活動や学びの多様性の確保に懸念の声。
- ・500万円協力金は継続希望が多数。
- ・中学校もさらに少人数学級を推進する意見も多数あり。
- ・国の加配が削減されることへの懸念の声が多数あり。
- ・学級編制基準で配置された定数や加配の弾力的運用を望む市町村が大多数。

【令和3年6月 小学校長会からの意見】

- ・非常にありがたい。小学校低学年には特に必要。
- ・一方で、級外の教職員数を確保することが重要。
- ・実態に応じた学級編制の弾力的運用などを含む加配制度を検討していただきたい。

【令和3年7月 中学校長会からの意見】

- ・市町村で選べるような弾力的な運用の案を示していただきたい。
- ・教員の指導力を検証する必要がある。「人（加配）が欲しい」だけではいけない。

【令和3年10月 各市町村長との意見交換の概要】

- ・国より先行して少人数学級を進める方向性は良い。
- ・段階的にではなく、一気に全学年、全学級を少人数学級にしてはどうか。
- ・教員は確保できるのか。予算は変わらずできるのか。
- ・1クラスの人数が少なすぎるのはどうかと思うが、保護者はクラス増を望まれていると感じる。
- ・大規模校に当てはめると、増築という問題が出てくる可能性がある。（学級を分けないという選択肢も必要）
- ・1クラス当たりの人数として一定の規模がいるなら分けなくてもいい。プラス1で2人体制でもよい。
- ・教育効果を示す必要がある。（結果が出ていない）
- ・弾力的運用について、学校によっては加配になったりクラスを分けたりというのは変な感じがする。

【令和3年11月 県PTA協議会との意見交換】

- ・「国に先行して」の取組は賛同する。
- ・担任の確保が懸念材料。教員のなり手を増やしたい。鳥取の良さを他県にPRできれば。
- ・人が多く配置されることで、メリットを増やしてほしい。（複数の目で見てもらえる良さ）
- ・小3、中2で学級の児童生徒数が一気に増えるときに、困ったという事例を聞いている。
→小は30人、中は33人で統一という形にならないか。

【令和4年1月 第1回県・市町村行政懇談会の概要】

- ・少人数学級の考え方については賛同。
- ・これまで配置されている加配教員が減っていないような取組をぜひお願いしたい。
- ・一度に教員が増えるということになると、質の確保や向上ができるか心配である。
- ・教員になりたい人が鳥取県の採用試験を受験するような取組をしていただきたい。
- ・教員の確保や資質向上に合わせ、教員の働き方をどう改善して、これから時代に合った教育者を育てていくのかということも検討していきたい。
- ・500万円の協力金方式によって複式学級の解消をしている。ぜひ、引き続きこの制度の継続をお願いしたい。
- ・児童数が増える校区も一部あり、単純に30人学級を実施していくとすると教室の数が足りなくなることもある。その際には柔軟な対応が必要になるかもしれない。

資料 2

学力向上施策の推進について

令和4年2月7日
小中学校課

【今後の学力向上施策のポイント】

全国学力・学習状況調査で明らかになった学力課題の解決に向けて、令和2年3月に策定した「鳥取県学力向上推進プラン」をもとに、学力向上に向けた施策を進めているところ。

来年度はそのプランに基づき、これまでの取組に加えて新たに「未来を拓くとっとり学力向上プロジェクト」を立ち上げ、県教育委員会と市町村教育委員会の学力向上に向けての連携をさらに深め、一体となって学力向上施策を推進し、児童生徒の学力向上を図ることとしています。

1 全国学力・学習状況調査から見える成果と課題

(1) 教科に関する調査

調査結果（平均正答率[%]）

	国語		算数・数学	
	本県(公立)	全国(公立)	本県(公立)	全国(公立)
小学校6年	64	64.7	69	70.2
中学校3年	63	64.6	56	57.2

(2) 成果

- ・小学校算数においては、質問紙調査の「算数が好き」「算数の授業の内容が分かる」の項目の肯定的回答が、一昨年度から大きく改善した。算数の全校訪問の取組の成果として、各学校での授業改善が進みつつあることが伺える。
- ・「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答した児童生徒が小・中学校とも全国平均を上回っている。経年変化をみても、特に小学校では一昨年度から大きく増加しており、話し合う活動を取り入れた授業改善が進んでいていることが伺える。

(3) 課題

- ・小学校算数では、知識や技能を活用して答える問題に課題がみられた。
- ・中学校数学では、記述式問題の無回答率が全国より高く、質問紙調査でも最後まであきらめずに努力する項目で肯定的回答が低かった。
→言葉や数、式を使って説明する問題を授業でより多く取り扱うなどの授業改善が必要である。
- ・小学校国語では、「目的に応じて、話の内容や自分の主張が明確になるよう、スピーチの構成を考えたり、文章全体の構成や展開を考えたりする」力に課題がみられた。
→身に付けた知識を目的に応じて活用し、表現する力を育成するための授業改善が必要である。
- ・中学校国語では、「文章に表れているものの見方や考え方を捉え、自分の考えを持つ」力に課題がみられた。
→身に付けた知識を活用し、自分の考えを表現する力を児童生徒に育成するための授業改善が必要である。
- ・小・中学校ともに、「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合が全国平均を下回っており、経年変化を見ても減り続けている。
→家庭や地域とも連携を図りながら、ふるさとキャリア教育に基づいた取組を進めていくことが必要である。

2 今後の取組

未来を拓くとっとり学力向上プロジェクトについて（鳥取県学力向上推進プラン）

- 市町村教育委員会等との連携強化と県教育委員会の指導体制の見直し
- 個の伸びに着目した本県独自の調査の活用
- 「今、求められる学力」（活用力・応用力）を育成する授業づくりの推進
- 教師の指導力・能力を高める研修の充実
- 一人一台端末を活用した個別最適化された学習の推進

区分	内容
市町村教育委員会等との連携強化と県教育委員会の指導体制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○「鳥取県・市町村学力向上推進会議」の開催 県と市町村長、教育長で構成される鳥取県・市町村学力向上推進会議を開催し、全国学調やとっとり学調の結果を分析し、課題解決への取組を市町村と検討・実行する。 ○学力向上推進PT会議 年2回実施し、外部有識者等からの助言や提言を生かして県の学力向上施策の進捗状況を定期的に検証する。
個の伸びに着目した本県独自の調査の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○とっとり学力・学習状況調査の実施 児童生徒一人一人の学力の伸びを測る指標となる県独自の「とっとり学力・学習状況調査」を実施する。→R4：14市町村で実施予定 データを活用して個に寄り添った教育を推進するとともに、家庭との連携を図る。 ○学習状況を経年で把握する個人カルテの作成 小学4年～中学2年までの学力の伸びや非認知能力、学習方略の変化を可視化する個人カルテを作成する。
「今、求められる学力」（活用力・応用力）を育成する授業づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「今、求められる学力」の研修動画作成 エキスパート教員による「今、求められる学力」を育成するための授業を編集した研修動画を作成し、周知を図る。（小学校国語・算数、中学校国語・数学等） ○市町村教育委員会と連携した集中的な支援 全国学調の問題を単元ごとに整理した活用問題（B-PLAN）や小学校算数単元到達度評価問題を希望する学校に毎月配信。県教育委員会と市町村教育委員会が学校を支援し、校内指導体制の強化を図る。 ○研修パッケージによる校内研修の実施 全国学調から把握した鳥取県の課題について周知し、授業改善を図るために研修パッケージを作成し、校内研修での活用を促す。（要請に応じて県指導主事が学校訪問し研修を行い助言することも可能） ○全県小学校算数訪問の実施 「とっとりの授業改革【10の視点】重点項目」の徹底による授業改善を推進する。県教育委員会指導主事による学校訪問を継続して実施する。
教師の指導力・能力を高める研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校定期考查改善研修（国語・数学・英語） 定期考查を、知識を活用して課題解決を行う力を問う問題に変える意義やその方法を学ぶ研修会を実施する。 ○「今求められる学力」を付けさせる授業改善研修会 学力調査官等、全国学調に係る専門家や文部科学省の教科専門官を招聘し、「今、求められる学力」について解説する教職員対象の授業研究会や研修会を実施する。 (国語) 授業研究会（元学力調査官を招聘）を6か所で開催 (数学) 教育団体と連携し、教科調査官（数学）等を招聘 ○学力向上研修会 小学校算数の教科調査官、秋田県の教育専門監を招聘した研修会を実施する。
一人一台端末を活用した個別最適化された学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○eラーニング教材活用による学力向上推進 eラーニング教材を導入し学力向上を行う市町村を支援し、個別最適な学習を推進するとともに、家庭学習等での活用を推進する。

ヤングケアラーの支援に向けた取組について

令和4年2月7日
家庭支援課

1 令和3年度の取組

(1) 相談窓口の設置

ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、それの方々を必要な支援に繋げることにより、ヤングケアラーの負担軽減とサポート体制の強化を図るため、令和3年4月1日に県内3箇所の児童相談所に相談窓口を設置した。（対応時間：午前8時30分～午後5時（月～金、祝日を除く））

ア 相談件数（R3.12末現在）

15件（うち、学校4件、家族3件、元ヤングケアラー・行政機関各2件、知人・医療機関・本人・その他各1件）

イ 相談内容（例）

相談概要
・家族の世話が辛いと訴えている生徒がいると学校から相談があり、相談窓口を中心となり、スクールソーシャルワーカー、保護者、生徒、障がい者相談支援事業所で複数回の面談を実施した。
・家族が利用している障害福祉サービスについて、生徒の負担が軽減されるよう利用回数を増やした。また、特別児童扶養手当の申請を勧めサービス利用の増加に伴う金銭的負担の増加も解消された。
・母親から「自分の体の痛みから子ども達に深夜までマッサージをしてもらっている。このため、子どもも翌日の学校で眠気が強く、何も知らない先生は子どもに何か病気でもあるのではないか?…と思っている。」と相談があつた。
・福祉系の訪問サービスを利用中であったため、まずは子どもの負担軽減のために使えるサービスについて事業者に相談することを勧めた。また、居住地の役場の担当課に情報提供を行い、今後、必要な支援につなげていくこととした。
・管内の高校から「母と生徒の2人世帯、母は傷病で仕事を休んでいて、生徒は母の病院にも付き添うなどしている。急を要する事例ではないが今後も見守りを続けていく。」と情報提供があつた。
・住所地の役場に情報提供を行い、当該世帯から、何らかの福祉サービス利用の申し出があつた際にどのような対応が可能か検討を行つた。現在、母の体調が回復傾向にあることと、生徒においても大きな負担が生じている状況ではないことから、引き続き、経過観察を行うこととした。

(2) ヤングケアラーの実態調査

令和3年7月、「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」の調査項目として、ヤングケアラー実態調査を実施した結果、調査対象となった全ての年代にヤングケアラーがいることが判明した。

また、ヤングケアラーに該当するか分からないと回答した者の割合が、年代が下がるほど高くなつた。さらに、希望するサポートとしては全年代において、見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られることなど外部とのつながりを求めていることが判明した。

ア 調査期間

令和3年7月1日から31日まで

イ 回答者数等

区分	小5	中2	高2	青年
調査客体	458人	435人	420人	1,681人
回答者数	420人	416人	413人	397人
回収率	91.7%	95.6%	98.3%	23.6%

◇回答者は無作為に抽出。小学5年、中学2年、高校2年については、学校の学級単位で調査客体を抽出しているため、調査客体数がそれぞれ異なる。

ウ 調査結果

回答対象	ヤングケアラーに「当てはまる」と回答した者の割合	ヤングケアラーに「該当するか分からない」と回答した者の割合
小学5年生	1.8%	44.5%
中学2年生	2.0%（国調査 5.7%）	31.0%（※）
高校2年生	3.2%（国調査 4.1%（全日制））	24.9%（※）
青年	5.1%	13.0%

(※) 9月末に全中高生等に啓発用リーフレットを配布する前の回答であり、現在の中高生の認知度は100%に近いと思われる。

(3) ヤングケアラー対策会議の設置

県のヤングケアラー対策を検討するため、会議を設置した。

ア 委員

学識経験者、介護支援専門員（鳥取県介護支援専門員連絡協議会）、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、学校（県高等学校長協会、県中学校長会、県小学校長会、都市教育長会、公立鳥取環境大学）、スクールソーシャルワーカー、市町村、児童相談所

イ 1回目会議（7／2開催）の主な意見

- ・教員への研修及び県立高等学校における悉皆調査を行うなど、学校においてヤングケアラーを発見する仕組みが必要
- ・相談窓口や流れ（フロー）を整理し、ヤングケアラーを発見した後、福祉・医療・教育など様々な分野をつなぐネットワークが必要、連携する上で司令塔（支援をマネジメントする機関）を明確にすることが重要

ウ 2回目会議（11／26開催）の主な意見

- ・小学生に配布するリーフレットは、マンガを活用して分かりやすく工夫し、授業の中で取り上げることが大事
- ・子どもが高校を卒業して社会に出たときに、家族のケアで困ったらどこに相談すればよいかきちんと教えることが必要。子どもにとっては高校が最後の砦
- ・ヤングケアラーに対する教員のベクトルが揃っていない。教員の意識改革が必要
- ・子どもは行政に直接相談することが難しい。SNSなど相談者にとってハードルの低い相談体制を整えておくことが必要
- ・ヤングケアラーの支援では、支援者が正しくアセスメントできることが必要であり、特に小学生には、子ども自身がヤングケアラーかどうかをチェックできる「セルフ・アセスメントシート」を作成してはどうか

エ 今後のスケジュール

- ・3回目会議（3月頃）：次年度予算と今後の対策のまとめ

(4) 広報啓発

ア リーフレットやメディア等による取組

- ・リーフレットを県内の全中高生等に配布するとともに、ポスターを県内全ての中学校及び高校・図書館など子どもの利用施設に配布した。
- ・テレビCM及びYouTubeインストリーム広告により、ヤングケアラーの概念や相談窓口について情報提供を行った。

イ 県の広報媒体による取組

- ・県政だより（令和3年7月号）にヤングケアラー相談窓口の紹介記事を掲載し、県内全戸配布した。
- ・県政テレビ番組「マルっと！とつとり」（令和3年6月19日（土））において、ヤングケアラーの概念や対策、相談窓口等を紹介した。

ウ ヤングケアラーの実情と対策を学ぶ基調講演動画の配信

対策会議の委員でもある島根大学法文学部宮本教授による講演動画を作成し、教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等に配信することにより、支援者の理解促進と対応力向上を促進した。（動画配信は3月末まで）。

エ ヤングケアラー支援についての研修動画の配信

市町村の子育て・家庭教育支援員等向けに「ヤングケアラー支援について」をテーマにした研修動画を配信して、支援者としてのスキルアップを図った（動画配信は10月29日で終了）。

(5) 公民連携推進事業補助金の活用によるヤングケアラー支援

「公民連携推進事業」として、「夜間休日のヤングケアラーソNS相談」を8月から9月にかけて試験的に実施、事業効果が高いことが認められ、2月まで継続実施とした。

ア 実施団体

N.K.Cナーシングコアコーポレーション合同会社

イ 実施日時

第1期：令和3年8月1日（日）から9月30日（木）〔平日18:00～25:00、土日祝9:00～25:00〕

第2期：令和3年10月25日（月）から令和4年2月28日（月）〔平日18:00～23:00、土日祝9:00～23:00〕

ウ 実績

相談者人数：24名、相談やりとり：919回、友だち登録：67名（9月末時点）

2 令和4年度に向けた取組

実態調査の結果や対策会議の意見等を踏まえ、ヤングケアラーに対する支援体制を強化する。

(1) 支援の充実・孤立化防止

ア 県立高校での全数調査【新規】

令和3年度中に県立高校で全数調査を行い、ヤングケアラーに該当した生徒に対して必要な助言を行うとともに、適切な支援に繋げる。（私立高校についても全数調査の実施を依頼済）。→対策会議での意見を踏まえた対応

イ SNS相談の窓口設置【新規】

ヤングケアラーがより気軽に相談できるようSNSによる相談窓口を設置し、ヤングケアラーに対して必要な助言を行うとともに、適切な支援に繋げる。→試験的に行ったSNS相談の効果が高いことから、県事業として実施

ウ オンラインサロンの設置（当事者同士の情報共有やピアソーターによるアドバイス）【新規】

ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことでヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアソーターによるアドバイスを行う。→県の実態調査において、ヤングケアラーが希望するサポートとして見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られること等、外部とのつながりを求めていることが判明したことや、国の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」においてオンラインによる相談も支援に有効であると報告があったこと等から実施

エ 電話相談24時間化【拡充】

いじめ110番（電話：0857-28-8718）において夜間休日にヤングケアラーに関する電話相談を受け付けることとし、児童相談所の相談窓口と併せて電話相談の対応時間を24時間365日に拡充する。→平日昼間に通学等を行っているヤングケアラーの利便性の向上や、試験的に行ったSNS相談で相談が20時～23時に集中したことを踏まえた対応

(2) 支援者のスキルアップ

ア 支援・対応力向上のための研修会

福祉・介護・医療・教育等関係機関職員がヤングケアラーに早期の段階から気付くことができるよう支援機関の職員に対し、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施

イ 支援機関の研修助成【新規】

ヤングケアラーの各支援機関が、それぞれの分野における課題や対策を『掘り下げて』研修するための補助金を創設

(3) 理解促進・啓発

ア ヤングケアラー啓発事業【拡充】

リーフレットやSNS等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する。なお、小学4～6年生にはマンガを用いたリーフレットを配布する（小学1～3年生には保護者あてに中高生用のリーフレットを配布する）。→県の実態調査で小学生にもヤングケアラーが存在することが判明したことや、対策会議での意見を踏まえた対応

イ ヤングケアラーの問題を学ぶためのフォーラム

教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等だけでなく、県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムを開催

(4) 関係機関の連携

ヤングケアラー対策会議

引き続き、学識経験者に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討

鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について

令和4年2月7日
総合教育推進課

主な改正ポイント

➤ 第一編

- 「5 スポーツ・文化芸術の振興」に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、世界の舞台で活躍できるジュニア競技者の発掘等を推進することから、「世界の舞台で活躍できる可能性を秘めたジュニア競技者の発掘・育成」を記載。

➤ 第二編

○授業改革の推進 [第二編 1-③]

- ・小学校高学年における教科担任制の導入による質の高い授業の提供の推進

授業改革の推進

学習指導要領の全面実施にあたり、思考力、判断力、表現力を一層高めるため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改革や探究活動の充実、バランスの取れた英語4技能の育成に資する取組を進めます。そのためにも、教員の授業デザイン力を高めるとともに、地域の魅力を生かした特色ある授業や探究活動を推進します。

なお、小学校高学年においては、教科担任制の導入による質の高い授業の提供を推進します。

さらに、子どもたちが身に付けるべき資質・能力を育成するため、地域や地元産業界と連携して教科等横断的な視点でカリキュラムを組み立て、学校全体で組織的・計画的に指導改善を進めるなど、カリキュラム・マネジメントの確立によって、学校における教育活動の質の向上を図ります。

○学力向上策の推進 [第二編 1-④]

- ・「鳥取県・市町村学力向上推進会議」を設置し、学力向上の課題解決に向けて全県一体となった取組の推進
- ・鳥取県独自の学力・学習状況調査の分析を活用して作成した個人カルテによる個に寄り添った指導・支援の推進及び効果的な取組の普及

学力向上策の推進

全国学力・学習状況調査から明らかになった学力課題の解決に向けて策定した「鳥取県学力向上推進プラン」を踏まえ、戦略的、短期・中長期的な視点から学力向上施策を実施します。

まず、学力向上の課題解決に向けて、「鳥取県・市町村学力向上推進会議」を設置し、市町村との連携をより一層強化し、全県一体となった学力向上を推進するとともに、学力向上推進プロジェクトチーム会議で外部有識者等から提案された助言や提言を参考しながら取り組みます。

学力向上施策として、過去の全国学力・学習状況調査の問題から授業改善を行うB-P LANや小学校算数単元到達度評価問題の活用、全国学力・学習状況調査に係る専門家を講師として招聘した研修会、授業改善の具体的な取組を解説した県独自の動画教材による校内研究など、課題である知識や技能等を実生活の様々な場面で活用する力の向上に焦点化して取り組みます。

また、市町村と連携し、支援が必要な学校に対して継続した学校訪問や、算数の学力向上に向けた全小学校への訪問により、教員の授業力の向上に向けて指導助言を行います。

さらに、鳥取県独自の学力調査である「とつとり学力・学習状況調査」を実施し、児童生徒一人一人の学力の伸びや学力を支える力を継続的に把握するための個人カルテを作成し、個に寄り添った指導・支援を推進するための授業改善に取り組み、その活用法について、学校管理職や教職員を対象とした研修会等で広く周知、普及していきます。

併せて、必要に応じて家庭学習の質の向上に役立つ好事例を示して助言したり、e ラーニング教材の家庭学習での効果的な活用等を指導したりするなど、子どもの学習習慣の定着に繋がる取組を進めます。

○ICT活用教育の推進 [第二編 1-⑤]

- ・鳥取型教育DXの実現に向けた、STEAM教育などの教科横断的な学びや、個々の学習情報等、各種教育データを活用した客観的根拠に基づく質の高い教育の取組の推進
- ・小・中学校における英語等のデジタル教科書の活用や、高等学校の機種指定した自己所有端末の使用
- ・GIGAスクール運営支援センターの設置や、県立学校ネットワークの回線強化による、ICT活用の促進

ICT活用教育の推進

「GIGAスクール構想」により県内全小・中学校の児童生徒一人一台端末が整備されたことから、令和2年度に策定した「鳥取県学校教育情報化推進計画」に基づき、民間企業等と連携しながらICTを活用した「とつとりの学び」を構築し、今後更なる定着に向けて「学びの改革」を推進するとともに、高等学校で本格稼働する一人一台端末の活用により、12年間の連続した学びの実現を目指します。

また、「G I G Aスクール構想」の実現に向けた学びの質的転換に合わせ、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、一人一人のニーズや理解度に応じた個別最適化された学びや、交流学習や他地域との遠隔授業などの協働的な学び、S T E A M教育などの教科横断的な学びを推進していくため、教員研修や学校教育支援サイト等による教員のI C T活用指導力の向上や小学校から高等学校までの県下共通の学習ツール活用による一貫した取組、個々の学習、生活、健康など各種教育データを活用した客観的根拠に基づく質の高い教育への取組を進め、鳥取型教育D Xの実現を目指します。

さらに、小学校のプログラミング的思考の視点を取り入れた授業や取組、小・中学校における英語等のデジタル教科書の活用などをより一層推進するとともに、高等学校においては、機種を指定した自己所有端末の使用（B Y AD）により「主体的・対話的で深い学び」を促進します。

そうした取組を支えるG I G Aスクール運営支援センターの設置や県立学校ネットワークの回線強化も行います。

併せて、取組の推進に当たっては、児童生徒の健康面への配慮についても留意します。

※S T E A M教育は、Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学・ものづくり)、Arts (芸術・リベラルアーツ)、Mathematics (数学) の略。S T E M (Science、Technology、Engineering、Mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でArtsを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習。

※DXは、Digital Transformationの略。

○ふるさとキャリア教育の推進〔第二編 2-②〕 ・高校生を対象とした「スーパー工業士」制度の新設

ふるさとキャリア教育の推進

ふるさと鳥取に愛着と誇りを持ち、郷土を支える人財の育成のため、「美しい星空をはじめとした豊かな自然に触れる機会」や「地域の大人と語り合い多様な価値観に触れる機会」を提供し、ふるさとの良さを感じる体験活動の充実を図るとともに、保護者への情報発信や教員、保護者を対象とした県内企業見学会の実施、企業と連携したインターンシップや地域で活躍している企業人による講話、県内での修学旅行等、幼児期から高等学校までの各段階に応じたふるさとキャリア教育に取り組みます。

さらに、小学校から高等学校までを通じたふるさとキャリア教育の学びを蓄積する「キャリア・パスポート」を活用し、ふるさとキャリア教育の学びを繋いでいくとともに、その効果的な活用方法の研究・実践や、教員への研修など、小学校から高等学校までの系統的なふるさとキャリア教育に取り組みます。

また、農林水産業を学ぶ高校生の県内就業を促進するため、本県独自の「スーパー農林水産業士」の技術認証制度を活用して長期インターシップに取り組むなど、農林水産分野における本県の将来を担う若き担い手を育成します。

さらに、製造業においても、製造現場でA I 実装ができる人材の育成を目的に高校生を対象とした「スーパー工業士」制度を新設し、ものづくり産業の人材育成を進めていきます。

併せて、令和元年度に策定した「鳥取県文化財保存活用大綱」を踏まえて、文化財の活用を促進するため、無形文化財保持者の指導による伝統文化の体験やむきばんだ史跡公園等における古代体験を通じ、いにしえの人々の暮らしを知る機会の提供をつくるなどのふるさとキャリア教育を実践します。

○いじめ・不登校対策〔第二編 3-②〕・〔第二編 3-③〕

- ・少人数学級の更なる推進（小学校における30人学級の順次導入）
- ・学校が抱える諸課題（いじめ等）の解決に対する大学教授等からの指導助言及びそれに基づく具体的な対策の検討や学校への訪問・指導助言の実施
- ・S N Sの相談対応やオンラインサロン開催などヤングケアラーを孤立させない取組の推進
- ・令和6年4月の開校を目指した県立夜間中学の設置に向けた準備の推進

安心して学べる学校体制の構築

国に先行して実施してきた少人数学級について、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、これまでの成果を検証しながら、本県独自の少人数学級の更なる取組を進めます。

不登校や特別な支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援については、不登校の未然防止や児童生徒理解に基づいた支援が行われるよう、教職員の対応力向上をはじめ、不登校及び生徒指導上の課題等に対する学校全体の対応力の強化を図るために、「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」を活用した研修や学校・関係機関等が有するノウハウの共有等を行うとともに、大学教授等から指導助言を受けながら、県と市町村で開催する「いじめ・不登校等対策連携会議」において、不登校、いじめ、暴力行為等、学校が抱える諸課題の解決に向けて、具体的な対策を検討し、課題を抱える学校に対して重点的に訪問・指導助言を行います。

併せて、教室での学習や集団での生活が苦手な児童生徒に対する「校内サポート教室」や安心して過ごせる居場所の確保、子どもの自己肯定感の醸成に係る取組などを進めるとともに、保護者向け等の相談窓口を設置するなどの支援を行います。

また、貧困等複雑な背景のある子どもたちを支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置を進めるとともに、「教育相談体制充実のための手引き」に基づき、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携による学校における教育相談体制のさらなる充実に取り組みます。

さらに、小・中学校における日本語指導の支援者や母語支援員の活用による指導体制の構築などを進め、外国人児童生徒等に対する日本語指導を含む教育の充実を図ります。

18歳未満の子どもが家族の介護や世話することで自らの成長や教育に影響を及ぼしているヤングケアラーについては、その存在に早く気付き支援するため、各学校において、児童生徒が相談しやすい体制を整え、スクールソーシャルワーカー等と連携して適切な支援機関に繋げるとともに、SNSによる相談対応やオンラインサロンを開催し、ヤングケアラーを孤立させない取組を行います。

また、教員等を対象にした研修会を開催し、ヤングケアラーの支援・対応力向上に取り組みます。

多様な学びの機会の確保

家庭での学習が困難であったり、学習が遅れがちな中学生等に対して、地域未来塾など学習環境を整備する市町村を支援します。

また、不登校児童生徒に対する学びの機会の確保に向けて、ICTを活用した自宅学習支援の取組を推進します。

併せて、「フリースクール」への運営費支援や市町村と連携して取り組むフリースクール等に通う児童生徒の通所費用や交通費等の支援、不登校等の児童生徒に対する多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。

さらに、様々な理由により義務教育を修了できなかった人や不登校等のため十分に学校に通えなかった人等に対して、学びの機会を提供するため、県立夜間中学を設置することとし、令和6年4月開校を目指して準備を進めます。

○障がい児への支援体制の充実〔第二編 4-①〕・〔第二編 4-③〕

・きこえない・きこえにくい子とその家族の支援の中核となるセンターや医療的ケア児支援センターの設置による、支援体制の充実

障がい児への支援体制の充実

障がいのある幼児児童生徒への就学前から就労に至るまで切れ目ない教育を推進するとともに、学校と労働、福祉等の関係機関との連携を深め、適切な相談支援、発達支援、就労支援を行うなど支援体制の充実を図ります。

また、外部専門家を配置することにより、特別支援学校の専門性を強化するなど、地域の特別支援教育拠点としての役割の充実を図ります。

さらに、病気療養児の学習保障と円滑な学校復帰を進めるため、ICT機器やロボットを活用した遠隔教育を取り組みます。

なお、近年の発達障がいのある幼児児童生徒の増加等に伴い、小中高等学校において特別支援教育を必要とする児童生徒が増加している現状や、特別支援学校における障がいの重度・重複化、高度な医療的ケアの必要性の増加等を踏まえ、今後の本県の特別支援教育の在り方について検討を進めます。

加えて、きこえない・きこえにくい子とその家族に対する相談と交流の窓口として、子どもの今後を考える上で必要な情報の提供等を行うなど支援の中核として設置されるセンターと協力しながら、きこえない・きこえにくい子に対する支援の充実を図ります。

医療的ケアの必要な児童生徒への支援体制の充実

学校看護師を対象に、経験等を踏まえた段階的な研修会の実施や、学校看護師を統轄する常勤看護師の配置を推進するとともに、学校看護師や教員に対する研修を実施することにより、看護師と教員が協働した医療的ケア実施体制の充実を図ります。

また、医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるように、設置される医療的ケア児支援センターと協力して、医療的ケア児・保護者が希望する教育の場で学習できるよう教育体制の充実に取り組みます。

○県立美術館の整備推進〔第二編 5-⑤〕

・学校教育との連携に重点を置きながら、幅広い年代や障がいのある方への学びへの支援等も視野に入れた「美術ラーニングセンター（仮称）」の稼働に向けた取組の推進

県立美術館の整備推進

鳥取県立美術館をPFI手法により着実に整備及び開館準備業務を進めるとともに、令和7年春開館に向けて、県内の文化芸術に係る団体等と連携した「県民立」の美術館づくりに取り組み、美術館への期待を高める活動を進めます。

さらに、学校教育との連携に重点を置きながら、幅広い年代や障がいのある方への学びへの支援等も視野に入れた「美術ラーニングセンター（仮称）」を稼働させるため、小学校等の美術展への招待や、対話型鑑賞充実のためのファシリテーター養成の実践と調査研究を進めます。

また、県内の美術館等の協力連携により、共同企画展やICTを活用するなどして、県立美術館の魅力を県全域に享受できる環境づくりに取り組みます。

資料 5

「令和新時代の本県高等学校教育の在り方について（答申）」について

令和4年2月7日
高 等 学 校 課

「令和8年度以降の県立高等学校の在り方について」基本方針を策定するにあたり、県教育委員会から県教育審議会に対し諮問（令和2年2月20日）していたところ、この度、同審議会から令和3年10月18日に答申を受けました。

1 答申の概要

【I 新しい時代における魅力ある県立高等学校づくりの方策】

<1> Society5.0 時代を見据えた生徒一人一人の能力を最大限伸ばす学び

- 生徒一人一人の特性を生かした体験と実践を伴う探究的な学びを推進し、ICTの利活用を融合しながら、創造力、コミュニケーション力等を育成することが重要。
- 様々な教育資源等を活用し、いつでもどこでも学べる学習環境の整備が必要であり、関係機関等と計画的・持続的に連携・協働する体制整備が重要。
- 複数の高等学校が教育課程の相互互換を図ることでそれぞれの特徴的な科目等の履修を可能とするなどして特色・魅力ある教育に取り組むことが必要。

<2> 将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育の推進

- 高等学校における学びの中に、地域とのつながりが実感できる場面や、様々な人や職業があって社会が成り立っていることを体感する機会を作るなどの工夫を行うことが必要。
- コミュニティ・スクールを活用し、地域と学校が合意形成を図り、相互にパートナーとして連携・協働して地域全体で未来を担う生徒の成長を支える取組の更なる充実が必要である。

<3> 地域から問題提起し、世界に貢献する行動ができる力を育成する学び

- 生徒が社会参画力を高め、地域社会や、ひいては国際社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を磨いていくことが必要。
- 豊かな国際感覚や人権感覚、外国語によるコミュニケーション力を培うとともに、多様な立場の者と協働的に議論するなどして、ダイバーシティの中で活躍できる人材の育成を図ることが重要。

<4> 高等学校教育の普通科改革に対応した本県の普通学科の在り方

- 普通科高等学校が教育課程を最大限工夫し、その特色を明確にするとともに、生徒の学びに向かう力、豊かな人間性等を養い發揮させることができる環境の整備が必要。
- 個々の生徒の主体的な学びや探究的な学びを支援するためには、大学等と連携・協働して、より高度で先進的な授業を導入することも必要。

<5> 地域の産業界を支える視点での本県の専門学科の在り方

- 学校と産業界、行政機関、高等教育機関等との連携を強化し、例えばコンソーシアムを立ち上げて職業人育成のための教育課程を編成するなどの取組が重要。
- 自ら事業を立ち上げたり、更には持続可能な事業へと発展させるための起業家や経営者の視点を養うことにも期待。

<6> 特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方

- 学習内容が定着しづらい生徒や、発達障がいなどの二次障がいによる不登校、精神疾患への対応が必要な生徒等への支援には人的な配置が必要。
- 通級による指導は、生徒が自分を見つめ直し、様々なことに前向きに取り組めるようになる等の効果が報告されていることから、どの県立高等学校に在籍していても通級による指導を受けることができるなどの学習環境の構築が必要。

<7>時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方

- 成功体験や自己有用感を経験させながら、全日制課程と比べてより重点的に手厚く行う生徒一人一人への的確な支援を通して、その能力を最大限引き出していくことが重要。
- スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー等の専門家や、地域、ハローワーク等の専門機関等と連携することなどにより、社会とのつなぎの部分を充実させることが重要。

【II 新しい時代における県立高等学校の教育環境整備の方策】

<8>今後も続く生徒減少の中での学校規模の在り方

- 標準的な学校規模を見直した上で、学校の再編・統廃合等の検討も含めた規模の適正化に努めることが必要。
- 市街地の高等学校においては、1学年3学級規模でも学校の活力を維持することが可能と考える。については、今後は1学年当たり3学級以上が適当。
- 東中西部地区に普通科、専門学科をバランスよく配置し、特に際立った学科は県内に残して学生寮を設置するなど、中学生の学びの機会を損なわないことが望まれる。
- 生徒減に対して、学級減ではなく少人数指導に活路を見つけて、生徒一人一人に目を向けたしっかりした教育を行う方向を考えていくことも必要。
- 中山間地域では市街地に比べて子どもの数が著しく減少している中で、その地域の活力を維持するためにも高等学校の存在は、これまで以上に大きくなってきており、標準的な学校規模を縮小して設定することや、特色あるカリキュラム編成等での対応も含めた慎重な検討が必要。
- 鳥取県は自然に恵まれ、「あんしん」して暮らすことのできる地域づくりを進めている県であることや、県と地元自治体が連携協働を図りながら「顔の見えるネットワーク」で人づくり・地域づくりに取り組む姿も大きな魅力として打ち出しながら、積極的に県外の生徒を募集し、寮の充実など住環境整備を進めることが必要。

<9>普通学科と専門学科、総合学科との適正配置の在り方

- 現在の普通学科、専門学科、総合学科の割合（55:36:9）は、他県と比較して本県県立高校では普通学科の割合が低いが、生徒に様々な選択肢を示すことは必要であり、同程度の割合の維持が望ましい。

<10>公立・私立高等学校、高等専門学校の役割分担や連携の在り方

- 公私の比率を守ることに縛られると双方が縮小していくだけである。公私がそれぞれ発展していくためには、県内外の中学生から注目されるよう、切磋琢磨する中で、互いに魅力化や特色化を進めていくことも必要。

<11>Society5.0 の社会に対応したICT利活用教育に関する学校施設・設備の在り方

- 生徒一人一人が学びの中で、いつでも、どこでもICTを活用できる環境整備を進めていくことが重要。

2 今後のスケジュールについて（予定）

令和3年度 教育委員会事務局による基本方針（素案）の作成

令和4年度 パブリックコメント、説明会等

令和5年度 基本方針の策定